

藤原定家『下官集』に関する一考察

—かな書道作家の視点で—

吉田 紀恵子

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study of Lord Sadaie Fuziwara's *Gekan-shu*

—Examined from a Calligrapher's Point of View—

YOSHIDA Kieko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Lord Sadaie Fuziwara is well known as a great poet and a noted “Waka”(Japanese style poetry) scholar in the Kamakura period. *Gekan-shu* was written by him. It is a manual of manuscripts of “Waka-syu” (a collection of Waka). Being the Chief of the noble House of the Mikohidari, he was the sole selector of “Chokusen Waka-shu”(a compilation by Imperial Command) which is called *Shinchokusen Waka-shu*. To compile *Sinchokusen Waka-shu*, he collected a lot of private gatherings of Waka, and he copied them with the members of the House of the Mikohidari. He had read lots of manuscripts of “Waka-shu” and he selected some from a great deal of *wakas* in the manuscripts. In the period, copying manuscripts was very important, but it had a problem. This study examines why Lord Sadaie Fuziwara wrote *Gekan-shu*.

はじめに

本稿は、かな書道作家の視点からの藤原定家『下官集』「書歌事」の条を中心とした一考察である。古筆を学ぶ者として「書歌事」の条の「故実」に興味を持ち研究を始めた。伝存する古筆は華麗な料紙に能書家の見事な筆致で書記された調度手本が多い。その中で、西行を伝承筆者とする古筆が異質であることに疑問を抱いていた。その「伝西行筆」の古筆と冷泉家時雨亭文庫の私家集との関りから「御子左家の書写工房」の存在を知り、これを手掛りとし、『下官集』執筆の意図そして成立時期を考察した。

1. 御子左家と『下官集』

『下官集』は、鎌倉時代初期を代表する歌人であり、歌学者である御子左家・藤原定家(1162~1241)が著した草子即ち冊子に和歌を書写する為の作法書と言われ、表紙裏書と、一つ書きの「一 書始草子事」、「一 嫌文字事」、「一 仮名字かきつゝくる事」、

「一 書歌事」、「一 草子付色々符事 和漢有之」の5条で構成されている。

御子左家は、藤原氏一族の中の御堂関白と呼ばれた藤原道長の六男・長家(1005~1064)を祖とする公家であり、平安時代末期から鎌倉時代にかけ優れた歌人と勅撰和歌集の撰者を輩出した「歌の家」である。歌人にとって、勅撰集の撰者になるのは最高の名誉である。藤原定家の父・藤原俊成(1114~1204)は優れた歌人であり、第七代勅撰和歌集『千載和歌集』の単独撰者となる榮譽に浴した。定家は第八代勅撰和歌集『新古今和歌集』の撰者の一人である。そして、御子左家当主時代の定家は、第九代勅撰和歌集『新勅撰和歌集』の単独撰者であり、子・為家(1198~1275)も第十代勅撰和歌集『続後撰和歌集』の単独撰者である。御子左家は三代にわたり勅撰集の単独撰者を輩出し、「歌の家」としての名を成した。

後に、嫡子・為家が定家自筆の『下官集』を所持したと言う。浅田徹は「為家がこれを積極的に伝授

に用いた形跡がある。」、そして「為家が所持していたのならば、当然同本は定家が為家へ伝授するために染筆した本であったと考えられよう。それはつまり家の証本の意であったと推定される。」¹と述べ、為家の没後、御子左家嫡流の「二条家に保管され、為衡の時点まで相伝されたと一応判断される。」²と述べる。そして『下官集』伝本「大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』」の奥書は、二条為衡が足利義満(1358～1408)の弟・足利満詮に定家自筆本を進上したことを示している。即ち、嫡流による継承は、『下官集』が御子左家の伝書(秘伝の書)であることを示す。

しかし、流出・転写されて行く内、『下官集』は、「嫌文字事」の条の所謂「定家仮名遣」のみが注目され、伝書としての意図が分からぬまま、単なる伝本として現在に至ったと思われる。浅田徹は、『下官集』が「仮名遣い史の貴重な資料として表記史研究の視点から活用されてきた - 中略 - 従来の研究は、当然のことながら『嫌文字事』の条に示された仮名遣い規定に集中している。しかしそれだけでは下官集が全体として何を述べているのかは浮かび上がってこない。」³と述べている。

『下官集』成立時期について、大野晋は「書始草子事」等の条に、「先人」即ち「亡父」の意の語があることから、定家の父・俊成の没した元久元年(1204)後であろうと推定している⁴。そして浅田徹は建保年間末(1220年頃)以降と判断している⁵。

本稿では、かな書道作家の視点で『下官集』「書歌事」の条を中心に、定家が御子左家伝書として『下官集』執筆した意図及び時期を考察する。尚、「大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』」表紙裏書部分に「僻案」と記されている為、大野晋は『下官集』の名義を「僻

案とあらためるのが定家の命名にかなうものであろう。」⁶と述べるが、本稿では通称の『下官集』とする。平かなを含む変体仮名は仮名(かな)と表記し、翻刻した仮名(かな)は平かなで記す。古筆は平安時代から鎌倉時代に書記された詩歌集の名筆に限定し、『新編国歌大観』からの和歌引用は注を付さない。

2. 『下官集』の伝本

『下官集』とは、『下官集』「書始草子事」の条の「下官付此説」からの後世の人による呼称であり、「下官」とは定家が自らを謙遜した称である。浅田徹が述べるように「下官集の伝本は(主に書名がまちまちなため)どれ程存在するのか判然としない。小さな伝本なので、他の作品と合写されていることも多く - 後略 - 」⁷、その為、書名は『下官集』とは限らない。浅田は、内容を確認した15本の『下官集』の伝本を〔一類本〕10本、〔二類本〕2本、〔三類本〕3本に分類し、夫々の特色を次のように示す。

〔一類本〕について、浅田は「下官集として一応基本的な形態の本である。その根源には恐らく伝本1 定家摸刻本の基になった定家自筆本が存在するものと想定されている。ただし『下官集』という書名はこの系統の本には見られず、三類本による呼称である。」⁸と述べる。浅田の言う「伝本1 定家摸刻本」は「大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』」であり、「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」と同じ摸刻版本である。その他、鎌倉後期の写本「東京大学国語研究室蔵九条家旧蔵本『詠歌大概 下官集(二書合巻)』」等の伝本を挙げている。尚、「東京大学国語研究室蔵九条家旧蔵本『詠歌大概 下官集(二書合巻)』」の『下官集』に端作(表題)は記されていない。〔二類本〕については「本文的にも一類本と無視できない差異を示すが、形態的には定家が歌会の作法を記した和歌会次第のあるヴァージョンと合体していることが特徴である。」⁹と述べ「国立歴史民俗博物館蔵

¹ 浅田徹「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』翻刻」(国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 第26号』、2000年)、p.125～126。

² 同上、p.126。

³ 浅田徹著「下官集の定家 - 差異と自己 - 」(国文学研究資料館編、『国文学研究資料館紀要 第27号』、2001年)、p.49～50。

⁴ 大野晋『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.34。

⁵ 浅田徹著「下官集の定家 - 差異と自己 - 」(国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 第27号』、2001年)、p.83。

⁶ 大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.30。

⁷ 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』翻刻 - 」(国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 第26号』、1999年)、p.85。

⁸ 同上、p.87。

⁹ 同上、p.87。

高松宮旧蔵本」等を挙げ、〔三類本〕は「二つの下官集を前後に並べた特異な形態（前の方は後人の増補が加わる）である。」¹⁰ と述べ、江戸後期の写本「静嘉堂文庫蔵色川三中旧蔵本『下官集』」他を挙げる。

現存する『下官集』伝本中、〔一類本〕の摸刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」、写本「東京大学国語研究室蔵九条家旧蔵本『詠歌大概 下官集（二書合巻）』」、〔三類本〕の写本「静嘉堂文庫蔵色川三中旧蔵本『下官集』」を閲覧及び複写させて頂いた。尚、「大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』」は、大東急記念文庫編『かがみ』第36号が入手でき、掲載されている写真版により、摸刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」と照合をした。これらの伝本の影印の必要箇所を翻刻し、比較・考察し後述する（4.『下官集』執筆の意図・参照）。又、浅田徹が内容を確認した15本の『下官集』伝本以外の、国文学研究資料館蔵・写本『倭歌作法』（正平十二年の奥書があり『下官集』最古の写本と言う）と合写本『詠歌聞書』（嘉禎四年の最古の奥書を持つ江戸時代の写本）も、閲覧及び複写させて頂いたので参考とする。

3. 『下官集』の構成と各条の内容

浅田徹は、〔一類本〕の摸刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』」を底本として、『下官集』の構成を分類している。その理由は「定家自筆本を模写したものの摸刻版本であり、現在最も信頼すべきものである。」¹¹ と言う。本稿も、この「大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』」を基として考察する。この『定家卿摸本』について、浅田は「摸刻本の印象は確かに定家筆を思わせ、書入れなどの生々しさ、本文の優秀性もそれに矛盾しない。もちろん確定はできないが、三藐院が模写したのは定家自筆ないしそれに準ずるもの（透写など）と見てよいのではないだろうか。」¹² と述べる。同一の摸刻版本「国文学研究

資料館蔵『定家卿書式』」を閲覧した際に受けた印象から考えると、浅田徹の説は妥当である。尚、「三藐院」とは、『定家卿摸本』冒頭に、摸刻の際、書き加えられた「三藐院関白臨定家卿書」の「三藐院関白」即ち近衛信尹（1565～1614）である。

次は、『下官集』の構成と各条で述べられている内容の要約である。浅田徹の「『下官集』全体の構成を概観」¹³等を参考とした。

1) 表紙裏書

冒頭に、「僻案」即ち自分の考えを謙遜した意の端作があり、その下に「人不用又不可用事也」即ち「だれも用いない、人に用いさせてはならない事である」意の伝書であることを示唆する割注があり、又、「此廿余年」の人々の仮名遣の乱れ等にも言及している。

2) 「書始草子事」の条

草子即ち冊子本を書記する際、見開きの何方の頁から書き始めるかに言及し、右頁から書き始める説を支持し、左頁から書くと「右一枚白紙徒然」即ち「右頁の一枚を空白にしておくが無駄」と述べる。

3) 「嫌文字事」の条

冒頭で「他人惣不然」即ち「（定家自身の発案であり）他人はこれを知らない」と述べ、仮名遣について定家独自の統一性のある用例、いわゆる「定家仮名遣」を挙げている。

4) 「仮名字かきつゝくる事」の条

和歌（としのうちに春はきにけりひととせをこそとやいはむことしとやいはむ・在原元方・『古今和歌集』春歌上・一）を例に挙げ、句の切れ目を無視した連綿は「よみときかたし」と述べ、そして「よみやすき」を念頭においた連綿の書記基準の例を示す。

5) 「書歌事」の条

和歌（さくらちるこのしたかぜはさむからでそらにしられぬゆきぞふりける・紀貫之・『深窓秘抄』二五）を例に挙げ、和歌一首を二行に書く時、上下の句の切れ目で改行すれば「よみやすき」と言う書記規準例を示す。更に、「故実」と称し態と一行目の上句末の文字を次行に送る書き方をする人を批判する。

6) 「草子付色ゝ符事 和漢有之」の条

冊子本の目指す場所を開き易くする為の付箋をつ

¹⁰ 同上、p.87.

¹¹ 浅田徹著「下官集の定家 - 差異と自己 -」（国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 第27号』、2000年）、p.51.

¹² 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵『定家卿摸本』翻刻 -」（国文学研究資料館編『国文学研究資料館研究紀要 第26号』、1999年）、p.91.

¹³ 同上、p.92～93.

ける方式について述べている。

更に、この摸刻版本『定家卿摸本』には「書始草子事」と「嫌文字事」の条の二ヶ所に定家筆と思われる頭注及び後世、書き加えられた奥書が見られる。

『下官集』は、冊子に和歌を書写する際の「よみときかたし」等の難点を挙げ、冊子本製作の為の実用的な手引きとなる「読みやすき」等の例を示す。

『下官集』が「マニュアル的学書」¹⁴と謂われるのも頷ける。定家は『和歌書様・和歌会次第』¹⁵では普遍性のある内容を淡々と述べているが、『下官集』では他者への批判や独自の方針である事を述べる等、一般人が対象とは思えない私的な内容も見られる。

書道の指導書『入木道三部集』¹⁶に収められた三部の書の内、定家と同時代の藤原伊行（?-1160-?）が当時の書法の習慣・秘事・口伝を娘の為に著した「夜鶴庭訓抄」の一つ書の条は24条、安元三年（1177）藤原教長が語った手習いの心得を記したと伝えられる「才葉抄」は48条、文和元年（1352）尊円親王が書道の心得を著し後光厳院に献じた「入木抄」は20条である。普遍性のある内容の『入木道三部集』の条の多さに比べ、『下官集』は5条である。「入木抄」は「筆を取事（筆の持ち方）」から始まるが、『下官集』は「書始草子事」からである。『下官集』執筆対象は書道を心得た人々であろう。執筆の対象者及び意図を「書歌事」の条を中心に考察する。

4. 『下官集』執筆の意図 - 「書歌事」の条を中心に -

4.1 「書歌事」の条の「よみにくき」和歌

摸刻版本『定家卿摸本』および『定家卿書式』の「書歌事」の条全文を翻刻し、その中の「よみにくき」和歌の例を基準とし、東京大学国語研究室蔵『詠歌大概 下官集（二書合巻）』の『下官集』を始めと

する4本の写本の「よみにくき」和歌と比較する。

・摸刻版本『定家卿摸本』および『定家卿書式』では、紀貫之の和歌（さくらちるこのしたかせはさむからて そらにしられぬゆきそふりける）を二行書きにした一行目・第三句「さむからて」の「らて」が、次行の行頭に送られている。

一 書歌事

知物様之人称故実態以上句之末

下句之行之上に書

さくらちるこのしたかせは さむからて
そらにしられぬゆきそふりける

如此書雖有其説當時至愚之性迷

而不弁上下句只付読安可用左説

さくらちるこのした風はさむからて
そらにしられぬゆきそふりける

真名を書交字或意は落字之時

上句一行にたらずなれとも只如闕字

其所を置て次の行に可書洪之

・東京大学国語研究室蔵・写本『詠歌大概 下官集（二書合巻）』の『下官集』では、摸刻版本『定家卿摸本』及び『定家卿書式』と同じく、一行目第三句「さむからて」の「らて」が次行の行頭に送られている。

さくらちるこのしたかせはさむから

らてそらにしられぬ雪そふりける

・静嘉堂文庫蔵・写本『下官集』は二例である。一例目は、一行目第三句「さむからて」の「て」が次行の行頭に送られているが、第三句を「さむから」と書記した後に「て」の第一画「一」と思われるものが書かれている。始め、「さむからて」と書記しようとしたのではないか。二例目は二行書き、そして上下句の切れ目で行替えされている。江戸後期の書写である為、和歌一首の二行書きの場合は、上下句の切れ目で分割する形式が定着していたと思われる。

①さくらちるこのした風は さむから一

てそらにしられぬ雪そふりける

②さくらちるこのした風はさむからて

そらにしられぬ雪そ降ける

・国文学研究資料館蔵・写本『倭歌作法』では一行目第三句「さむからて」の「て」が次行の行頭に在る。

さくらちるこのしたかせはさむから

てそらにしられぬゆきそふりける

¹⁴ 浅田徹著「下官集の定家 - 差異と自己 -」（国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 第27号』、2000年）、p.80.

¹⁵ 冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第三十七卷 五代簡要 定家歌学』、朝日新聞社、1996年、p.659～676.

¹⁶ 岡麓校訂『入木道三部集 附 本朝能書伝』、岩波書店、1989年.

・国文学研究資料館蔵・合写本『詠歌聞書』は、『定家卿摸本』同様、一行目第三句「さむからて」の「らて」が次行の行頭に送られている。第五句「ゆきそふりける」は「ゆきそふりけり」と書記されている。

さくらちるこのしたかせはさむか

らてそらにしられぬゆきそふりけり

これら6本の伝本に見られる一行目第三句「さむからて」の「らて」、或は「て」を切り離し次行の行頭に送る書き方を、定家は「物を知りたる様の人」が「故実」と称し態と上句の末の字を下句の行頭に書くと批判し、このように書くと自分のような「愚之性（愚かな者）」は上句と下句の見分けが付かないと難点を挙げ、「よみやすき」書記例を示す。その指導に即し、『倭歌作法』を除く5本の伝本では「よみやすき」例に、紀貫之の和歌一首を二行書き、上下の句の切れ目で改行する書写様式を示している。

4.2 「書歌事」の条の「故実」と古筆

久保田淳は「歌の家々によって少しずつ異なった習慣は、それぞれの家説として、権威づけられ墨守された。そのような習慣に外れると故実を知らないということで嘲笑された。」¹⁷と、『井蛙抄』巻六・雑談「法師入道などの哥」¹⁸を例に挙げ、中世に於いて故実が如何に尊重されていたかを述べている。

定家の時代以前に書写された古筆「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」を始め能書家の書記した写本は、必ずしも上句と下句の切れ目での改行は為されていない。従って、その書式を「故実」と称されれば、定家は、あからさまに批判できなかったと思われる。定家の時代から見て「故実」の根拠に相当し、和歌集を書記した最古の古筆「伝小野道風筆 秋萩帖」を、久曾神昇は『仮名古筆の内容的研究』¹⁹で「寛平年間（889～898）以前」の書記と推定、断簡として伝存する古筆「伝紀貫之筆 自家集切」を「用例が極めて少ないので断定はできないが、円融天皇

（969～984）以前として大過なかろう」²⁰と述べる。しかし、「伝小野道風筆 秋萩帖」²¹の和歌は草仮名（仮名（かな）の母胎である漢字の草書体の一字一音の仮名）で四行に書記され、「伝紀貫之筆 自家集切」²²の和歌は草仮名の原形を色濃く残し仮名（かな）へ発展途中の書体の三行書きである。定家の言う「故実」に当て嵌まる和歌二行書きの和歌集としては、古筆「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」が伝存する。

4.3 古筆「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」

古筆「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」は十世紀初頭に成立した最初の勅撰和歌集『古今和歌集』の伝存する最古の写本である。紀貫之筆と伝えられているが、書風を見ると一人ではなく三人の人物、しかも書の名手達による寄合書である。その書風と寄合書の席次から第一種・第二種・第三種と分類され、第一種の筆者は藤原行経（1012～1050）と九曾神昇が確定²³、第二種は源兼行（？～1019～1074～？）と小松茂美が確定²⁴、第三種は藤原公経（？～1051～1099）と九曾神昇・飯島春敬らが推定している²⁵。

古筆「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」が書写されたのは『古今和歌集』成立から凡そ百五十年後、第一種筆者・藤原行経が三十九歳で没した永承五年（1050）より前、即ち十一世紀中頃の写本である。

この古筆は、和歌が主として仮名（かな）で書記され、漢字及び草仮名は僅少である。仮名（かな）は母胎である草仮名から既に脱した簡略化され利便性のある端整な「用の美」を持つ日本独自の表音文字である。和歌は二行書きが主流、墨継と連綿を駆使した芸術性豊かな美しい書風で書写され、殊に、第一種は古筆中の最高峰の書である。飯島春敬によれば、料紙は一紙が「縦八寸七分（26.363cm）、横一尺七寸

²⁰ 同上、p.44.

²¹ 平安書道会編『日本名筆全集 第十三巻』、書芸文化院、出版年不明、p.1～33.

²² 平安書道会編『日本名筆全集 第廿二巻』、書芸文化院、1960年、p.28～32.

²³ 久曾神昇著「仮名古筆（二）」（古典研究会編『汲古 第30号』、汲古書院、1996年）、p.7.

²⁴ 小松茂美著『平等院鳳凰堂色紙形の研究』、中央公論美術出版、1973年、p.368.

²⁵ 飯島稲太郎編『特別精印本 伝紀貫之筆 高野切第三種』、書芸文化新社、1996年.

¹⁷ 久保田淳著「別本『和歌秘抄』（和歌書様）」（中世文学界委員代表 木藤才蔵編『中世文学 第十七号』、修文社、1972年）、p.21.

¹⁸ 野中和孝著『井蛙抄 雑談編 注釈と考察』、和泉書院、2006年、p.139.

¹⁹ 久曾神昇著『仮名古筆の内容的研究』、ひたく書房、1980年、p.43.

五分 (53.030cm)」²⁶の麻紙であり、料紙全体に細かく雲母が撒かれ、装丁は卷子本の調度手本である。

調度手本とは天皇・皇族や貴族達の注文による特別誂えの料紙に能書家が筆写し調整された和歌の教科書及び書道の手本であり美しい室内装飾品である。

「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」は仮名序一卷、和歌を収載した二十巻が存在したと言う。三種の書風による分類及び伝存の状況は次のとおりである。

第一種：巻一 (断簡)、巻九 (断簡)、巻二十 (完本)

第二種：巻二 (断簡)、巻三 (断簡)、巻五 (完本)、巻八 (完本)

第三種：巻十八 (断簡)、巻十九 (断簡)

そして、影印本「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」の和歌書記形式を下記のように分類する。

A：二行書き、第一行 (5・7・5)、第二行 (7・7)

B：二行書き、一行目第三句末の一文字或は二文字以上が二行目行頭に送られている

C：二行書き、一行目行末に、二行目第四句の始めの一文字或は二文字以上が書かれている

D：その他の書式 (三行書き)

「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」の影印本「伝紀貫之筆 高野切第一種」²⁷には65首、「伝紀貫之筆 高野切第二種」²⁸には137首、「伝紀貫之筆 高野切第三種」²⁹には60首の和歌が収められている。合計262首の和歌をA・B・C・D形式に分類する。

	A	B	C	D	計
高野切第一種	52 首	8 首	1 首	4 首	65 首
高野切第二種	101 首	2 首	29 首	5 首	137 首
高野切第三種	30 首	17 首	9 首	4 首	60 首

上記の「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」三種中、二行書きA・B・C形式の合計は249首である。その中、最多はA形式で249首中183首 (73.5%)を占める。「第一種」は61首中A形式が52首 (85.2%)、

「第三種」にB形式が多く56首中17首 (30.4%)、「第二種」にC形式が多く132首中29首 (22.0%)が占める等、三人の筆者の和歌書記には差異がある。

4.4 調度手本の古筆と「故実」

定家が「書歌事」の条で例に挙げている紀貫之の和歌は『古今和歌集』には撰ばれていないが、『貫之集』、第三代勅撰和歌集『拾遺和歌集』、藤原公任(966～1041)撰『深窓秘抄』及び『和漢朗詠集』等に撰せられている。この貫之の和歌は、「高野切第一種」と同筆とされる古筆「伝宗尊親王筆 深窓秘抄」、「高野切第二種」と同筆という古筆「伝藤原行成筆 御物和漢朗詠集雲紙本」、「高野切第三種」と同筆という古筆「御物本 倭漢朗詠集」に収められている。

次に、上記の「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」と同筆とされる古筆の特徴、書式等について述べる。
・古筆「伝宗尊親王筆 深窓秘抄」は、古谷稔によれば「たて二十六・三センチ、全長八三〇センチにおよぶ巻物は、うっすらと黄色味がかった鳥の子とも呼ばれる料紙十五枚を継いだもので、各紙とも藍と紫の飛び雲が漉きこまれている」³⁰、書体は部分的に草仮名を交えた端整な仮名(かな)で、主に和歌一首を二行書き、墨継と流麗な仮名連綿を駆使した芸術的な調度手本である。そして、影印本「深窓秘抄 伝 宗尊親王筆」³¹の二五番歌を翻刻すると、一行目第三句「さむからて」の「て」が次行の行頭に送られているB形式であり、写本『倭歌作法』及び静嘉堂文庫蔵・写本『下官集』第一例と同形式である。

さくらちるこのしたかせはさむから

てそらにしられぬゆきそふりける

この古筆は完本であり『深窓秘抄』の和歌・全101首を収めた写本である。その影印を「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」と同じく、A・B・C・D形式に分類する。尚、D形式は散らし書きである。

A	B	C	D	計
80 首	15 首	4 首	2 首	101 首

「高野切第一種」同様、A形式が最も多い。

・古筆「伝藤原行成筆 御物和漢朗詠集雲紙本」は、

²⁶飯島稲太郎編『特別精印本 伝紀貫之筆 高野切第一種』、書芸文化新社、1996年、p.5.

²⁷飯島稲太郎編『特別精印本 伝紀貫之筆 高野切第一種』、書芸文化新社、1996年.

²⁸飯島稲太郎編『特別精印本 伝紀貫之筆 高野切第二種』、書芸文化新社、1996年.

²⁹飯島稲太郎編『特別精印本 伝紀貫之筆 高野切第三種』、書芸文化新社、1996年.

³⁰古谷稔解説『日本名筆撰2 深窓秘抄 伝 宗尊親王筆』、二玄社、2006年、p.56.

³¹同上、p.14.

『和漢朗詠集』を白地の鳥の子紙に藍の雲を漉いた料紙に書写した上下二巻の巻物の写本である。飯島春敬は「本紙は、縦二七・二糎、一紙の長さ約五一・六糎、これを一巻二十八枚宛継いである。料紙全体に細かく雲母が撒かれている。即ち雲紙本は、調度作品として作られているのである。」³²と述べる。

和歌書記は漢字の要素が見られる草仮名そして仮名(かな)を用いた二行書きが主流である。影印本「伝藤原行成筆 御物和漢朗詠集雲紙本」³³の貫之の和歌を翻刻すると、二行目第四句「そらにしられぬ」の「そ」が一行目行末に書かれているC形式である。

さくらちるこのしたかせはさむからてそ
らにしられぬゆきそふりける貫之

この古筆「伝藤原行成筆 御物和漢朗詠集雲紙本」は完本であり、その「上」は『和漢朗詠集 上』の和歌・全130首を収める。その影印本の和歌を次のようにA・B・C・D形式に分類する。

A	B	C	D	計
41 首	1 首	84 首	4 首	130 首

「高野切第二種」同様、C形式が多い。

・古筆「御物本 倭漢朗詠集」は粘葉装の上下二巻の冊子に書写された写本であり完本である。堀江知彦によれば「上下それぞれ縦一九・九センチ、横一二・二センチの愛らしい粘葉本」³⁴であり、料紙は様々な文様等のある美しい舶載の唐紙、二行書きが主流、そして草仮名も含まれる、明るく爽やかな書風の仮名(かな)で和歌を書記した調度手本である。

この古筆の影印本「御物倭漢朗詠集 奥附」³⁵から翻刻すると、一行目第三句「さむからて」の「からて」が二行目行頭に送られているB形式である。第五句は「雪そふりける」と漢字交りの書記である。

さくらちるこのしたかせはさむ
からてそらにしられぬ雪そふりける貫之

³² 飯島稲太郎編『日本名筆 第二集(十種十冊) 伝藤原行成筆 御物和漢朗詠集雲紙本(上)』、書芸文化新社、1982年、p.13.

³³ 同上、p.23.

³⁴ 堀江知彦著「御物粘葉本和漢朗詠集」(平安書道研究会編『日本名筆全集 第六巻』、書芸文化院、出版年不明) p.71.

³⁵ 便利堂編『御物倭漢朗詠集 奥附』、便利堂、1954年、p.40.

古筆「御物本 倭漢朗詠集 上」は、『和漢朗詠集 上』の和歌・全130首を収める。この影印本の和歌を、次のようにA・B・C・D形式に分類する。

A	B	C	D	計
51 首	58 首	15 首	6 首	130 首

「高野切第三種」同様、B形式が多い。

前述した古筆3例は「伝紀貫之筆 高野切古今和歌集」と同じく、何れも調度手本である。二行書きの和歌書記形式では、「高野切第一種」及び「伝宗尊親王筆 深窓秘抄」はA形式が最も多く、「高野切第二種」及び「伝藤原行成筆 御物和漢朗詠集雲紙本上」はC形式が多く、「高野切第三種」及び「御物本 倭漢朗詠集 上」はB形式が多い。この差異は筆者の個性によるものであろう。これら調度手本の「よみにくき」B・C形式の内、B形式が定家のいう「故実」に相当する。そのB形式で言えば、一行目に書き切れ無かった第三句の文字を次行に送ったに過ぎないかも知れない、或は何等かの意図が有ったかも知れない。それが解らぬまま、後世、「故実」として権威づけられ墨守された書式であろう。その書式は、芸術的な調度手本では優美な書風とされるが「よみにくき」という難点があり、「よみやすき」書記を意図する「書歌事」の条には不適當である。定家が調度手本の優美な書風を解さないとは思えない。彼の批判の対象は「故実」ではなく、故実と称し態と「よみにくき」書写する「物を知りたる様の人」である。

4.5 「伝西行筆」の古筆と「御子左家の書写工房」

「書歌事」の条の内容は、浅田徹が述べるように、冊子に「和歌を二行に書くときの要領である。ここと言う『書歌事』とは歌集における書写を指すであろう。」³⁶。更に、浅田は「書歌事」の条(4.1「書歌事」の条の「よみにくき」和歌・参照)の「真名を書交字或意は落字之時上句一行にたらずなれとも只如闕字其所を置て次の行に可書洪之」³⁷の「落字之時」の指示について、「落字之時(親本の上句に脱落がある時)でも行末を空けたままにして下句は行頭から書け」という指示は自作を書くなら有り得ない

³⁶ 浅田徹著「下官集の定家 - 差異と自己 -」(国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 第27号』、2000年)、p.72.

³⁷ 同上、p.72.

ことである。」³⁸と述べる。浅田の説のとおり自作の和歌の書記ではなく、親本（底本）の歌集等の書写であり、「書歌事」の条の指示は底本を書写する際の作法であろう。そして、田中登は「御子左家の書写工房と西行」の中で、次のように述べる。

平安末期から鎌倉初期の歌壇において重きをなした歌の家に、御子左家がある。 - 中略 - そもそも歌の家とは、代々優れた歌人を輩出する家のいいだが、これをさらに具体的にいえば、勅撰和歌集の撰者をだすような家のことである。

勅撰集を編むということになれば、何をおいても必要となってくるのが、そのもとになる和歌の資料である。歌会・歌合の記録や私撰集はもちろんのことであるが、とりわけ各歌人の歌を集めた私家集が重要となってくる。 - 後略 - 俊成・定家の場合もけっして例外ではない。

あらゆる努力を傾注して私家集の書写作業に励むことになるが、ただ、勅撰集の場合と違って、ひとつの作品を書き写すのに、最初から最後まで、自ら筆をとって書くことは稀であった。それよりも家人や右筆、あるいは気楽に頼める知人などを駆って作品を書写せしめ、自らは外題や奥書をしたためたり、側近が書いた本文に訂正の筆を加えたりするのが、むしろ普通のことであった。³⁹

御子左家には、所謂「御子左家の書写工房」が存在し、「歌の家」を根底で支えていたのである。そして、俊成・定家が自ら書写しない場合、外題等を書き入れる或は訂正を加えた即ち監督書写本の存在は、私家集の書写作業の重要性を物語る。

平安末期から鎌倉初期にかけ書写された私家集の断簡或は冊子本が数多く巷間に伝存し、伝承筆者は俊成の歌友であり平安末から鎌倉初期の歌僧・西行（1118～1190）である。江戸時代の古筆見（鑑定家）が西行と御子左家との関りから「西行筆」と極めた。

書風は何種類もあり筆者は同一ではないが、質素な楮紙等の料紙と実的な筆致が共通し、書き入れ等があり、前述した調度手本とは異質な古筆である。

断簡として伝存する古筆中、冊子本から散佚したと言われる次の2例を挙げる。典拠は「出光美術館編『西行と仮名』」、「第六〇回毎日書道展特別展示『春敬の眼』- 珠玉の飯島春敬コレクション -」である。

・「伝西行筆 枳形本曾丹集切」楮紙・

縦 14.7cm×13.7cm

・「伝西行筆 小大君集切」斐楮混ぜ漉き紙・

縦 13.7cm×13.7cm

次に、冊子として伝存する「伝西行筆」の古筆の中から「伝西行筆」の冊子本3例を挙げる。

・「伝西行筆 躬恒集」⁴⁰ 綴葉装・楮紙？・

縦 13.8×横 10.6cm

・「伝西行筆 中務集」⁴¹ 綴葉装・斐楮混ぜ漉き紙・

縦 13.1cm×横 12.8cm

・「伝西行筆 山家心中集」⁴² 綴葉装・斐紙・

縦 16.4cm×横 15.3cm。

何れも平安時代末期の古筆で、二行ないし三行書きが主流である。「伝西行筆」の断簡及び小型の冊子本は紙面が小さい為、字粒（文字の大きさ）は小さい。質素な楮紙等の料紙と実的な筆致等も共通する。

そして、これら西行を伝承筆者とする古筆と同じ特徴を持つ私家集の写本が、数多く、冷泉家時雨亭文庫に伝存する。尚、冷泉家は定家の孫・為相を祖とする家系である。別府節子は、次のように述べる。

冷泉家の蔵本や、巷間にある伝承筆者を西行とする私家集類は、実は、俊成や定家が、勅撰集の撰集に備えて、自らを含む周辺の人々を駆使して書き写し、家に遺した資料だったと考えられます。表紙は俊成や定家が記し、本の形は小さく、装飾性の少ない紙で、書き入れや注記などがある、といった特徴は、資料として遺す

³⁸ 同上、p.72.

³⁹ 田中登著「御子左家の書写工房と西行」（出光美術館『西行の仮名』、出光美術館、2008年）、P.6.

⁴⁰ 渡部清解説『普及版西行筆躬恒集』、六興出版、1982年.

⁴¹ 飯島稲太郎編『伝西行筆 中務集』、書芸文化院、1971年.

⁴² 日本古典文学会編『復刻日本古典文学館 山家心中集』、図書月版、1971年.

歌集であることを物語っています。また、この書写作業は、俊成、定家とその周辺の人々による共同作業だったため、一冊を数名で写したり、別個の歌集に同じ、あるいはよく似た書風が確認されます。⁴³

即ち、冷泉家から流出し巷間に伝存する「伝西行」の古筆及び冷泉家蔵の膨大な私家集の写本は勅撰集の撰集に備える資料であり、その書写作業をした「御子左家の書写工房」の人々の存在を示す。又、「伝西行筆 枅形本曾丹集切」と同筆の冷泉家蔵「曾丹集」の巻末に貼られている小紙片に「のりきよ□ふて」⁴⁴即ち「のりきよが筆」の意とされる文字が記されている。「のりきよ」とは西行の俗名であることから西行と御子左家との関わり、更に親交のあった人々の「御子左家の書写工房」参加が裏付けられる。

膨大な数に上る「冷泉家時雨亭文庫」蔵の私家集を書写した冊子本は、影印本『冷泉家時雨亭叢書』として出版されている。その中から四例を挙げる。

- ・「曾丹集」綴葉装・楮紙・縦 15.0cm×横 14.0cm
- ・「小大君集」綴葉装・斐楮混ぜ漉き紙・
縦 13.1cm×横 12.8cm
- ・「三位中将公衡卿詠」綴葉装・楮紙・
縦 15.3cm×横 14.4cm
- ・「仲御門大納言集」綴葉装・楮紙および斐紙・
縦 14.5cm×横 16.7cm

いずれも、平安時代末期から鎌倉時代初期に書写され、和歌一首二行書き乃至三行書きが主流の小型の冊子、小さい紙面、小さい字粒、質素な楮紙等の料紙と飾り気のない実用的な筆致等、「伝西行筆」の古筆と共通する特徴が見られる。

「書歌事」の条で、定家が批判する「よみにくき」書式が多い例の一つ「伝西行筆 山家心中集」の巻頭に書記された内題は、御子左家当主・俊成の筆であり、俊成監督書写本であることを示す。本文は三人の寄合書き、集附(歌が撰ばれたことを示す略号)、

合点(和歌などを批評し、佳いものに付す印)、貼り紙迄あり、私家集資料として典型的な写本である。

次に、影印本「伝西行筆 山家心中集」⁴⁵の和歌 291 首を、A・B・C・D形式に分類する。

A	B	C	D	計
147 首	131 首	9 首	4 首	291 首

上記のように、二行書き A・B・C 形式 287 首の中、「よみにくき」B 形式が 131 首 (45.0%) 存在する。そして冷泉家時雨亭文庫蔵「三位中将公衡卿詠」の本文は「伝西行筆 山家心中集」寄り合い書きの筆者の一人(第一種)と同筆と見られ、原表紙の外題等は俊成の筆と言う。即ち、「伝西行筆 山家心中集」と同じく俊成監督書写本である。仮名(かな)のみでなく片仮名・漢字も使用され、抹消部分等があり資料と判る私家集である。次に「三位中将公衡卿詠」⁴⁶影印の和歌 181 首も A・B・C・D 形式に分類する。

A	B	C	D	計
78 首	74 首	1 首	28 首	181 首

二行書き A・B・C 形式 153 首の中、「伝西行筆 山家心中集」同様、B 形式が 74 首 (40.8%) と多い。

又、「三位中将公衡卿詠」と同じく、冷泉家時雨亭文庫蔵「仲御門大納言集」、「小大君集」も、「伝西行筆 山家心中集」第一種と同筆と見られる。さらに「伝西行筆 小大君集切」と同筆の冷泉家時雨亭文庫蔵「小大君集」を、「伝西行筆 中務集」と比較すると装丁・料紙・寸法も同じ、更に書風も酷似する。即ち、「伝西行筆」の古筆および冷泉家蔵の私家集写本は、俊成や定家を含む「御子左家の書写工房」が書写した一連の写本なのである。

4.6 「下官集」執筆の対象及び意図

前項で述べたように、「伝西行筆」の私家集の断簡及び冊子本と、書風・料紙・寸法等が共通する冊子本を含む冷泉家時雨亭文庫蔵の膨大な私家集写本の存在は、「御子左家の書写工房」即ち勅撰和歌集撰集の重要な資料である私家集写本を作成した人々の存在を示す証拠である。彼等は能書家とは言えないが、

⁴³ 別府節子著「西行の仮名」(出光美術館『西行の仮名』、出光美術館、2008 年)、p.97。

⁴⁴ 「曾丹集」(冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第十五卷 平安私家集二』、朝日新聞社、1994 年)、p.146。

⁴⁵ 日本古典文学会編『復刻日本古典文学館 山家心中集』、図書月版、1971 年。

⁴⁶ 「三位中将公衡卿詠」(冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第二十八卷 中世私家集四』、朝日新聞社、2000 年)。

書道を十分心得ていた人々である。それ故、前述した普遍性のある書道の指導書（3.『下官集』の構成と各条の内容・参照）に比べ、『下官集』が「書始草子事」から始まる5条に絞られていたのも頷ける。伝書としたのも「歌の家」を支える重要な書写作業の為の著作であることを示唆する。従って、『下官集』執筆の対象は「御子左家の書写工房」と言えよう。

『下官集』執筆の意図は、「歌書事」の条と同じく、「仮名字かきつゝくる事」の条も「よみやすき」である。「仮名字かきつゝくる事」の条を、模刻版本『定家卿模本』および『定家卿書式』の影印から翻刻し、「よみときかたし」と「よみやすき」例を比較する。

一 仮名字 かきつゝくる事

としのう ちには はるはきにけ りひ

とゝせをこ そとやい はむことし

如此書時 よみときかたし 句を

かきゝる大切 よみやすきゆへ也

としのうちに はるはきにけり ひととせを

こそとやいはむ ことしとやいはむ仮令如此書

即ち、句毎に区切らない和歌書記の例を、定家は「如此書時 よみときかたし」と批判する。そして、「句をかきゝる大切 よみやすきゆへ也」と述べ、和歌三十一文字（5・7・5・7・7）を、句単位で「仮名字かきつゝくる事」即ち連綿した上で分ち書きした例を「仮令如此書」と、示している。

としのうちに はるはきにけり ひととせを

こそとやいはむ ことしとやいはむ仮令如此書

この和歌の句間を空けた書記様式は確かに読み易く理解し易い。これは、定家の意図に適うものであり、さらに他の利点をも齎すと思われる。

小松英雄は、次のように述べている。

和文の場合には、漢字の多用ではなく、語句の分ち書きが選択されている。ただし、分ち書きといっても、アルファベットのようにスペースを空ける方式ではなく、墨継ぎと連綿とによる分ち書きである。筆記用具が毛筆であったために、墨継ぎをした箇所は濃く、そして太くなり、あとはだんだんに細く、かすれてくるので、語句と語句との間隔をあけなくても、適切な箇所墨継ぎをすれば境界が自然に明示されるし、

墨を継がなくても、連綿するかしないかで断続が標示できる。⁴⁷

即ち、仮名(かな)書記の場合、墨継ぎと連綿は和文を書記する為の両輪であり、書記された和文を読解する手掛りとされる。然し、定家の指示通り和歌三十一文字（5・7・5・7・7）を句単位で連綿し、句間を空けた分ち書き「スペースを空ける方式」を取れば、墨継ぎに拘る必要がなくなる。連綿のみで、「よみやすき」和歌書記が齎らされるのである。しかし、前述した6本の伝本の内、『定家卿模本』始め5本の伝本（静嘉堂文庫蔵『下官集』第一例と『倭歌作法』は「よみやすき」例が欠如）からは、模刻版本或は写本の為、定家自筆本の墨継ぎの状況は窺えない。

『下官集』「歌書事」及び「仮名字かきつゝくる事」の条が示すのは、「よみやすき」和歌書記の為の書写作法であり、「嫌文字事」、「書始草子事」そして「草子付色々符事」の条も「よみやすき」或は「もちいやすき」冊子書写作法を指示する。「御子左家の書写工房」のような特定多数の人々を駆使する際には、書写作法を指示する指導要綱が必要である。それは誤写を防ぎ、正確で読解しやすい書記を齎す。俊成と共に「御子左家の書写工房」を駆使してきた定家が、長年に亘り書写作業の問題点について考え、「僻案」として指導要綱を練り、執筆したのが、統一された書写作法による正確な書写及び読解を意図する『下官集』であろう。

5. 『下官集』の成立時期

冷泉家時雨亭文庫に、光孝天皇を始め97の、主に私家集名が記されている定家筆「集目録」⁴⁸が伝存する。片桐洋一は「定家が、家の本を整備すべく新しく書写した本のリストであるとする可能性は当然高い」が「集目録」に名が見えない私家集が冷泉家時雨亭文庫に多数存在し、巷間にも伝存していることから、「ある時期の定家所蔵の『私家集他目録』で

⁴⁷小松英雄著『日本書記史原論 補訂版』、笠間書院、2000年、p.70.

⁴⁸冷泉家時雨亭文庫編『時雨亭叢書 第十四巻 平安私家集一』、朝日新聞社、1993年、p.10～21.

ある ということになるのである。」⁴⁹と述べ、そして、この 97 の歌集の中の 62 の私歌集からの和歌が藤原定家撰の第九代勅撰集『新勅撰和歌集』に採られていることに注目し、それ以外の『新勅撰集』に採られていない歌人の私家集の場合も、撰集対象にはしたもの、適当な歌がなかったゆえに採られなかったと考えることも可能であるから、このデータをもって『新勅撰集』撰集のための資料を定家がリスト・アップしたものとする可能性は大きいというほかない。」⁵⁰と述べる。藤原定家が『新勅撰和歌集』撰集の下命を受けたのは貞永元年（1232）六月、71歳の時である。この「集目録」が『新勅撰和歌集』撰集の為の資料のリストであれば、その時点で、既に御子左家当主・定家はリスト・アップ可能な資料の準備が出来ていた、或は「御子左家の書写工房」が常に機能できる体制を整えていたと考えられる。

『下官集』の成立時期について、浅田徹は「下官集が清輔自筆の古今集を見た後に著されたものとするれば、下官集の成立年代にはある上限が設けられることになる。 - 中略 - 恐らく清輔自筆本の披見は建保末（七年が承久元年）前後であったろう。下官集の成立はそれ以降と判断してよいだろう。」⁵¹と述べている。建保末年（1219年頃）以降であれば、その影響は何時頃から現れたのであろうか。

「書始草子事」の条で、定家は見開きの右頁から書き始めることを採用している。浅田徹は「定家が全文を写したか、又は冒頭だけ書いて家の者に後を書かせた写本として知られる歌書を見ても、興風集・伊勢集・恵慶集 - 中略 - 散木奇歌集・秋篠月清集・安元御賀記・近代秀歌など多くが左頁から書き始めているのである。」⁵²と述べる。確かに、鎌倉時代前期の冷泉家時雨亭文庫蔵の私家集は左頁から書き始めているものが多い。又、同条で、定家は、左頁から書くと「右一枚白紙徒然」即ち「右頁の一枚を空白にしておくは無駄」と述べている。「恵慶集」、

「伝大納言母上集」はじめ『冷泉家時雨亭叢書 第十七巻 平安私家集四』⁵³に収められた鎌倉前期の写本 8 冊は、本文が左頁から書き始められている。しかし、「藤六集」、「仲文集」、「斎宮女御集」、「兼澄集」、「発心和歌集」、「伊勢大輔集」の 6 冊は、右頁に内題が書記され、無駄な空白とは言えない。これは定家の試行を示すものであろう。

奥書に「安貞二年」（1229）と記され、巻頭と奥書が藤原定家筆の定家監督書写本「散木奇歌集」⁵⁴も左頁から書き始められ、同じ頃、書写された「左京大夫集」も左頁からである。この集は外題と奥書等、そして本文の 1 から 3 頁の和歌 9 首が定家の筆跡であり、それ以外の本文は、「散木奇歌集」の本文の筆者と同筆である。この定家監督書写本「左京大夫集」⁵⁵の影印本を見ると、146 首中、A 形式 142 首、B 形式は 4 首、そして句の切れ目を無視した連綿は非常に少ない。『下官集』の「書始草子事」の条件は充たしていないが、「仮名字かきつゝくる事」及び「書歌事」の条が示す条件に近づいている。

『下官集』の影響を物語る、鎌倉時代中期に『興風集』を書写した藤原為家筆の冷泉家時雨亭文庫蔵「興風集七十四首本」及び「興風集二十一首本」⁵⁶が伝存する。「興風集二十一首本」は小型（縦 14.8cm × 横 14.6cm）の綴葉装本、料紙は薄手の楮紙打紙、外題があり、内題は見開きの右頁に書かれ、本文は左頁から書き始められ 24 頁迄あるが、本文 1 から 5 頁目のみに和歌 21 首が二行書きされ、21 首中 A 形式 17 首、B 形式 3 首、C 形式が 1 首ある。句の切れ目を無視した連綿は少ないが訂正が多く、書風も粗雑で読み難い。そして、片桐洋一の指摘どおり、本文 3 頁目の和歌「をるからに我なはたちぬをみなへし いさおなしくは花ことにみん」の「をるからに」の「を」は定家仮名遣と相違している上、「親本に忠

⁴⁹ 同上、外題 p.16.

⁵⁰ 浅田徹著「下官集の定家 - 差異と自己 -」（国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要 第 27 号』、2000 年）、p.83.

⁵¹ 同上、p.61.

⁵² 同上、p.61.

⁵³ 冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第十七巻 平安私家集四』、朝日新聞社、1996 年.

⁵⁴ 冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第二十四巻 散木奇歌集』、朝日新聞社、1993 年.

⁵⁵ 冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第十八巻 平安私家集五』、朝日新聞社、1997 年.

⁵⁶ 冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第六十三巻 平安私家集十一』、朝日新聞社、2007 年.

実ではない粗雑な書写を途中で反省して、書写を中断したのであろう。」⁵⁷、即ち『下官集』の意図に反する書写作法も見られる為の中断と思われる。

「興風集七十四首本」は小型（縦 17.0cm×横 16.1cm）の綴葉装本、本文料紙は薄手の楮紙打紙、外題はなく内題のみである。本文は見開きの右頁から書き始められ、和歌は二行書、74 首中 73 首が A 形式、集の最後に書記された 1 首のみ D 形式（散らし書き）、句の切れ目を無視した連綿は三箇所である。本文 3 頁目の「おるからにわかなはたちぬをみなへし いさおなしくは花ことにみん」の「おるからに」の「お」は定家仮名遣である。そして、小さい紙面を考慮した細めの線質、書風は丁寧で読み易く、『興風集』の和歌・全 74 首が書写されているので、集付が入れられている。この「興風集七十四首本」の書写作法は、書き止しの「興風集二十一首本」に比べ、『下官集』の影響が研著である。双方の差異は『下官集』の存在を示唆する。尚、「草子付色々符事」の条については、影印本のため確認できない。

「興風集七十四首本」には複数の集付が存在するが、『新勅撰和歌集』を表す「勅」が見られないのは、本文 3 頁に記載されている「きつゝのみなくうくひすのふる里は ちりにしむめのはなにそありける」が、『新勅撰和歌集』巻第二・春歌下・三六に坂上是則の歌として撰せられた為と思われる。従って、「興風集七十四首本」書写時期は『新勅撰和歌集』撰集の前か後かは不明である。然し、片桐洋一は「興風集二十一首本」が、「七十四首本」と「同一筆跡といっってよく、おそらくは、この本を先に書写したが、気にいらぬところがあり、途中で書写をやめ、七十四首本を完成させたのであろう。」⁵⁸と同時期の書写であると示唆し、更に「興風集七十四首本」は「鎌倉時代中期の書写としてよかろう。」⁵⁹と述べる。即ち、この二つの写本は、早ければ定家が『新勅撰和歌集』の下命を受けた貞永元年（1232）頃の書写となる。これを上限とし、また江戸時代に書写された国文学研究資料館蔵・合写本『詠歌聞書』の持つ

嘉禎四年（1238 年）の奥書を参考とすれば、『下官集』は定家が没した仁治二年（1241）迄に執筆されたと推量できよう。

おわりに

かな書道作家の視点で、「書歌事」の条を中心に、『下官集』に関する考察を試みた。

藤原俊成が興し、定家が確立した「歌の家」を根底で支えたのは勅撰集撰集の為の資料、それを作成した「御子左家の書写工房」であった。定家は来るべき第九代勅撰集撰集の下命に備え、正確な資料作成の為の指導要綱を意図し、長年に亘り案を練り、試行し、『下官集』を著し、更に、それを嫡子・為家へ伝えた。『下官集』執筆の意図は、指導要綱により統一された書写作法を基にした「御子左家の書写工房」を駆使しての正確な資料作成であり、そして成立時期は貞永元年（1232）頃から仁治二年（1241）頃に掛けてと見て差し支えないであろう。

伝存する古筆は筆者の個性の差異により書風も多様であり、筆墨を用いた手書きである為、書かれた文字の形及び大きさは様々である。墨継ぎと連綿が和文書記の両輪とされるが、規則性があるとは言えず、必ずしも読解の手掛りとはならない。和歌は三十一文字、五・七・五・七・七の韻律を頼りに読解可能とは言え、個性の強い文字と書写作法の場合は読解し難いものもある。「よみやすき」書記の為、定家は、先ず書写作法の統一を意図したのではないか。『下官集』の内容は些細なものと言われるが、実用に徹した指導要綱により統一された書写作法は画期的であり、御子左家の資料作成に貢献したであろう。

『下官集』を伝えられた為家の時代の「御子左家の書写工房」の書写活動を次の課題としたい。

参考文献

- ・「出光美術館編『西行の仮名』、2008 年。
- ・「第六〇回毎日書道展特別展示『春敬の眼』 - 珠玉の飯島春敬コレクション -」、2008 年。
- ・大東急記念文庫編『かがみ 第三十六号』、2003 年。
- ・「新編国歌大観編集委員会」編『新編国歌大観』、角川書店。
- ・冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書』、朝日新聞社。
- ・平安書道研究会編『日本名筆全集』、書芸文化院。

(Received: December 31, 2008)

(Issued in internet Edition: February 8, 2009)

⁵⁷ 同上、解題 p.13.

⁵⁸ 冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第六十三巻 平安私家集十一』、朝日新聞社、2007 年、解題 p.12.

⁵⁹ 同上、解題 p.10.